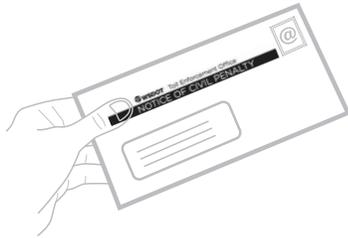


## 1 民事処分のお知らせを受け取る



- 80 日の経過後も通行料が未払いである場合は、民法の違反となります。
- 車両の登録所有者には、未払いの通行料ごとに40ドルの罰金および追加の手数料が含まれた民事処分の通知が送付されます。
- 車両の登録所有者は、罰金を支払う、または異議を申し立てるか、いずれかの方法で、20日以内に対応する必要があります。

## 2 対応の方法



### A 罰金を支払う

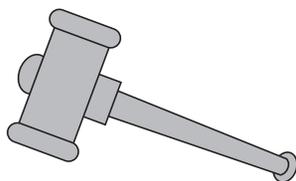
- **オンライン:** [wsdot.gov/GoodToGo](http://wsdot.gov/GoodToGo)
- **電話:** 1-866-936-8246
- **郵便:** Good To Go!, P.O. Box 300321, Seattle, WA 98103
- **カスタマーサービスセンターで直接:**

ベルビュー: 13107 NE 20th Street, Bellevue, WA 98005

シアトル: 4554 9th Ave NE, Seattle, WA 98105

ギグハーバー: 3212 50th St Court NW, Gig Harbor, WA 98335

### B 罰金について異議を申し立てる



- 所有者は対面の聴聞会または書面での異議申し立て送付によって、民事処分の免除を請求することができます。
- 審判官は所有者の罰則を軽減することができません。できるのは所有者の責任の有無を決定することのみです。
- 民事処分の免除を受けるためには、所有者の車両が通行料の発生より前に譲渡された、盗難に遭った、売却された、リースされた、またはレンタルされたことを証明しなければなりません。
- 書面での異議申し立てを提出するには、民事処分の通知に同封されている聴聞会の用紙の代わりに異議の申立書に記入してください。
- シアトルまたはファイフでの対面の聴聞会を請求するには、カスタマーサービスセンターにご連絡ください。

## 3 通知を無視してはいけません！

不払いや不対応は、請求書が集金代行業者へと回される結果を招き、車両登録の停止処分が課される場合もあります。車両登録の停止処分が課された場合は、Good To Go! のカスタマーサービスにお電話ください。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください: [wsdot.gov/GoodToGo](http://wsdot.gov/GoodToGo)

公民権法第6編 (Title VI) の告示: ワシントン州運輸局 (WSDOT) は、1964年の公民権法第6編 (Title VI) に従い、当運輸局の連邦政府資金によるプログラムおよび活動において、いかなる人も人種、肌の色、出身国、または性別によって、参加を許可されない、利益の享受を拒否される、あるいはこれ以外で差別されることがないことを保証することをその方針としています。公民権法第6編で保護されるべきご自身の権利が侵害されたと思われる方は、ワシントン州運輸局の機会均等課に苦情を申し立てることができます。公民権法第6編に関連する苦情申し立て手続きや無差別平等義務についての詳しい情報は、機会均等課の Title VI コーディネーターを務めるジョージ・ラウエ (George Laue 電話: (509) 324-6018) またはジョント・サルトン (Jonte' Sulton 電話: (360) 705-7082) にお問い合わせください。

障害を持つアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act / ADA) の情報: この資料は WSDOT ダイバーシティ / ADA コンプライアンスチーム ([wsdotada@wsdot.wa.gov](mailto:wsdotada@wsdot.wa.gov)) への電子メールまたはフリーダイヤル (855-362-4ADA / 855-362-4232) へのお電話でご請求ください。聴覚に障害をお持ちの方は、お電話 711 番で Washington State Relay (ワシントン州の聴覚障害者向け無料サービス) に請求を依頼することができます。